

令和 8 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

岩 洞 発 電 所	102,354,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	128,375,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	36,309,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	32,045,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,589,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	36,785,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,095,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,403,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	4,217,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	5,661,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	5,311,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	6,376,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,480,000 キロワットアワー
高 森 高 原 風 力 発 電 所	52,166,000 キロワットアワー
築 川 発 電 所	10,470,000 キロワットアワー
計	452,636,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	電気事業収益	9,784,069 千円
第1項	営業収益	7,599,824 千円
第2項	附帯事業収益	1,426,885 千円
第3項	財務収益	171,218 千円
第4項	事業外収益	586,142 千円
支 出		
第1款	電気事業費用	8,663,445 千円
第1項	営業費用	7,555,171 千円
第2項	附帯事業費用	1,099,313 千円
第3項	財務費用	3,886 千円
第4項	事業外費用	75 千円
第5項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資 806,280 千円を除く。）に対し不足する額 10,526,491 千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,339,660 千円、減債積立金 370,653 千円、建設改良積立金 1,247,730 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 30,000 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 680,000 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 858,448 千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	20,600 千円
第1項	負担金	20,600 千円
支 出		
第1款	資本的支出	11,353,371 千円

第1項	改良	費	9,461,438千円
第2項	企業債償還	金	370,653千円
第3項	投資	資	806,280千円
第4項	繰出	金	710,000千円
第5項	予備	費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事項)	(期間)	(限度額)
岩洞第一発電所大川取水堰堤排砂門制御盤他更新工事	令和8年度から令和9年度まで	70,000千円
仙人発電所保守支援装置導入工事	令和8年度から令和9年度まで	111,000千円
仙人発電所所内操作盤改修工事	令和8年度から令和9年度まで	11,000千円
仙人発電所遠方監視制御装置情報中継盤設置工事	令和8年度から令和9年度まで	30,000千円
仙人発電所屋外開閉装置更新工事	令和8年度から令和13年度まで	574,000千円
四十四田発電所屋外変電設備補修工事	令和8年度から令和9年度まで	6,000千円
北ノ又発電所ロータリー除雪車購入	令和8年度から令和9年度まで	76,000千円
施設総合管理所補修他工事	令和8年度から令和9年度まで	243,000千円
北ノ又第二発電所電気設備更新工事	令和8年度から令和12年度まで	2,575,000千円
北ノ又第三発電所水車発電機他補修工事	令和8年度から令和10年度まで	70,000千円
高森高原風力発電所雪上	令和8年度から令和9年度まで	57,000千円

車購入

稲庭高原風力発電所及び
高森高原風力発電所損害
保険料

令和8年度から令和10年度まで

100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

1,396,863千円

(2) 交 際 費

264千円

令和8年2月13日提出

岩手県知事 達 増 拓 也